

令和元年第2回常陸太田市議会定例会会議録

令和元年6月7日(金)

議事日程(第4号)

令和元年6月7日午前10時開議

日程第1 報告第2号ないし報告第8号

日程第2 議案質疑 議案第54号ないし議案第60号

本日の会議に付した事件

日程第1 報告第2号ないし報告第8号(質疑・討論・採決)

日程第2 議案質疑 議案第54号ないし議案第60号(一括上程)

出席議員

12番	成井小太郎	議長	11番	高星勝幸	副議長
1番	森山一政	議員	2番	小室信隆	議員
3番	菊池勝美	議員	4番	諏訪一則	議員
5番	藤田謙二	議員	6番	深谷涉	議員
7番	平山晶邦	議員	8番	益子慎哉	議員
9番	菊池伸也	議員	10番	深谷秀峰	議員
13番	茅根猛	議員	14番	川又照雄	議員
15番	後藤守	議員	16番	黒沢義久	議員
18番	宇野隆子	議員			

欠席議員

17番 高木将 議員

説明のため出席した者

大久保太一	市長	宮田達夫	副市長
石川八千代	教育長	加瀬智明	政策推進室理事
綿引誠二	総務部長	武藤範幸	企画部長
鈴木淳	市民生活部長	岡部光洋	保健福祉部長
根本勝則	農政部長	小瀧孝男	商工観光部長
真中剛	建設部長	磯野初郎	会計管理者
江尻伸彦	上下水道部長	宇野智明	消防長
生天目忍	教育部長	弓野政人	農業委員会事務局長

柴 田 道 彰 秘 書 課 長 塩 原 正 己 総 務 課 長
江 幡 治 監 査 委 員

事務局職員出席者

笹 川 雅 之 事 務 局 長 鴨 志 田 智 宏 次 長 兼 議 事 係 長
小 林 博 則 総 務 係 長

午前 10 時開議

○成井小太郎議長 ご報告いたします。

ただいま出席議員は 17 名であります。

便宜、欠席議員の氏名を申し上げますから、ご了承願います。

17 番高木将議員，以上 1 名であります。

よって、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

○成井小太郎議長 本日の議事日程は、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりといたします。

日程第 1 報告第 2 号ないし報告第 8 号

○成井小太郎議長 日程第 1，報告第 2 号から報告第 8 号まで，以上 7 件を一括議題といたします。

○成井小太郎議長 これより質疑を行います。通告がありますので，発言を許します。

18 番宇野隆子議員の発言を許します。18 番宇野隆子議員。

〔18 番 宇野隆子議員 質問者席へ〕

○18 番（宇野隆子議員） おはようございます。日本共産党の宇野隆子です。通告に基づき報告第 4 号 1 件につきまして質疑を行います。

議案書でページ 55 になりますけれども，報告第 4 号専決処分の承認を求めることについて，常陸太田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について伺います。

55 ページの新旧対照表から第 2 条 2 項の基礎課税額現行 58 万円から 3 万円の増額で 61 万円になります。この増額に伴う世帯数と影響額について伺います。

同じく第 23 条 2 号及び 3 号の所得判定基準の増額に伴う世帯数と影響額について伺います。

以上です。

○成井小太郎議長 答弁を求めます。保健福祉部長。

○岡部光洋保健福祉部長 報告第 4 号常陸太田市国民健康保険税条例の一部改正についてのご質問にお答えいたします。

初めに、限度額の引き上げ並びに減額の対象となる世帯数についてでございますが、現在、令和元年度分につきましては、年間の保険税額を決定する本算定前となっておりますので、世帯数、影響額ともに平成30年度課税内容でお答えさせていただきます。

まず、限度額についてでございますが、限度額が58万円の世帯が68世帯となっております。そのうち限度額を引き上げることにより62世帯が61万円の限度額世帯となります。

次に、減額世帯数でございますが、5割軽減の世帯数は1,252世帯から1,272世帯と20世帯増加し、2割軽減につきましては、1,020世帯から1,042世帯と22世帯が増加するため、合計で42世帯が新たに減額世帯に該当いたします。

なお、国民健康保険税に係る影響額でございますが、限度額引き上げによります税額につきましては、192万2,000円の増額となります。また、減額の拡充分につきましては、91万4,000円の減額となりますことから増額分と減額分の差し引きによります保険税の影響額につきましては、100万8,000円の増額となるところでございます。

○成井小太郎議長 宇野議員。

○18番（宇野隆子議員） ありがとうございます。

2019年度分は現在策定中ということで、30年度の課税内容について伺いました。内容についてはわかりました。

○成井小太郎議長 以上で質疑を終結いたします。

○成井小太郎議長 これより討論を行います。

通告がありますので、発言を許します。

18番宇野隆子議員の発言を許します。18番宇野隆子議員。

〔18番 宇野隆子議員 登壇〕

○18番（宇野隆子議員） 日本共産党の宇野隆子です。報告第4号専決処分の承認を求めることについて、常陸太田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について反対の立場から討論を行います。

今回の一部改正は、今年4月1日から課税限度額を3万円増額して58万円から61万円にするものです。2019年4月1日からの課税額は現在策定中ということで、2018年度の実績をもとに先ほど質疑の中で説明をいただきました。増税になるであろう世帯が68世帯、影響額が192万2,000円、この分が収入増となるわけです。所得の高い世帯にとっては、条例改正の影響は小さいかもしれませんがゼロではありません。国保税が高過ぎるという状況の中で、さらに税負担が増となる課税限度額の引き上げは認められません。

なお、低所得者世帯の5割軽減、2割軽減世帯における所得判定基準の増額は当然だと思いません。

以上で反対討論といたします。

○成井小太郎議長 以上で討論を終結いたします。

○成井小太郎議長 採決いたします。

お諮りいたします。

報告第2号専決処分の承認を求めることについて（常陸太田市市税条例等の一部を改正する条例）、報告第3号専決処分の承認を求めることについて（常陸太田市都市計画税条例の一部を改正する条例）、以上2件については原案承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○成井小太郎議長 ご異議なしと認めます。よって、報告第2号、報告第3号、以上2件については原案承認することに決しました。

○成井小太郎議長 採決いたします。

報告第4号専決処分の承認を求めることについて（常陸太田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）については、原案承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○成井小太郎議長 起立多数であります。よって、報告第4号については原案承認することに決しました。

○成井小太郎議長 採決いたします。

お諮りいたします。

報告第5号専決処分の承認を求めることについて（平成30年度常陸太田市一般会計補正予算（第9号））、報告第6号専決処分の承認を求めることについて（平成31年度常陸太田市一般会計補正予算（第1号））、以上2件については原案承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○成井小太郎議長 ご異議なしと認めます。よって、報告第5号、報告第6号、以上2件については原案承認することに決しました。

○成井小太郎議長 次に、報告第7号、報告第8号、以上2件については、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告事項となっておりますので、報告をもって終了といたします。

日程第2 議案質疑 議案第54号ないし議案第60号

○成井小太郎議長 次に、日程第2、議案質疑を行います。

議案第54号から議案第60号まで、以上7件を一括議題といたします。

通告がありますので、発言を許します。

18番宇野隆子議員の発言を許します。18番宇野隆子議員。

〔18番 宇野隆子議員 質問者席へ〕

○18番（宇野隆子議員） 日本共産党の宇野隆子です。私は、議案第54号及び議案第59号の2件について質疑を行います。

まず、議案第54号常陸太田市森林環境譲与税基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について伺います。

84ページになります。84ページ、提案理由ですが、読み上げますと、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が平成31年3月29日に公布され、平成31年4月1日から施行されたことに伴い、常陸太田市の森林環境譲与税基金を設置するため本条例を制定するものであると、このようにあります。5月21日の全員協議会において、森林経営管理制度と森林環境譲与税についてということで資料をもとに説明を受けておりますが、新しい条例の制定となりますので、私なりにこの議案と説明を受けた資料等を学びとった中で、若干意見も述べながら質疑をしたいと思えます。

この国の主な措置として、森林環境税として年額1,000円を個人住民税均等割に上乗せして新たに課税をし、その税収は森林環境譲与税として市町村と都道府県に配分されます。全協の配付資料の中にその使途、使い道として間伐や人材育成、担い手の確保、森林整備及びその促進に関する費用などと示されております。

また、本市の森林の現状が数字で挙がっておりますが、この譲与の基準に問題があると、このように言われております。私有林人工林面積が50%、林業就業者数20%、人口が30%、このように案分されることになっております。ということで、人口の多い都市部に多額の譲与税が配分されるということになります。木材利用促進や普及促進にも使えるということではあります。結果的には私有林のない大都市の自治体のほうが私有林面積の広い地方の自治体よりも譲与税が大きくなるという矛盾があると思えます。本市のような真に森林整備が必要な自治体に重点的に配分できないという仕組みになっている点では問題があります。ほかにもいろいろ挙げるとありますけれども、私は水源涵養など森林の持つ多面的機能、公益的機能を維持するための森林の整備は大変重要で、また重要な課題だと認識しております。だからこそ国の一般会計における林業予算の拡大など、より安定的な方法で財源確保を行うべきではないかと思えます。

そこで、6点質疑をいたしたいと思えます。

1点目に、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の制定についての考え方について伺いたいと思えます。

2点目に、今回提案される基金の設置についてですが、なぜ今なのかということについて伺います。

3点目に、これまでどおり一般会計の中で計画的な財源確保によって進めていくべきだと考えますけれども、この点については、先ほど述べましたように国の一般会計の林業予算を大幅に増やして交付税として市町村に入ってくる、そういう中でこれまでどおりの一般会計の中でできるのではないかと思えますけれども、伺います。

4点目に、協議会の構成メンバーと協議会の今年度の回数、報償費の対象者について伺いたいと思えます。これについては、議案56号補正で報償費として14万8,000円計上されておりますけれども、この点について伺います。

5点目に、出されております資料を見ますと、今年度のスケジュールでは里美里川地区面積2

08ヘクタール予定されておりますけれども、今年度のアンケート調査の実施項目と所有者の人数について伺いたいと思います。

6点目に、意向調査ですけれども、この意向調査によって市が当該市有林の経営権を設定できるのはどういう場合なのか、この点について伺います。

以上、6点について質疑を行います。

○成井小太郎議長 答弁を求めます。農政部長。

○18番（宇野隆子議員） 失礼いたしました。続いてもう1件あります。

○成井小太郎議長 続けてください。

○18番（宇野隆子議員） 失礼いたしました。議案第59号令和元年度常陸太田市一般会計補正予算第2号について引き続き質疑を行います。

10ページの9款2項1目15節工事請負費1億8,005万3,000円。佐竹小学校大規模改修工事ということになっております。この中で3点伺いたいと思います。

1点は、採択された時期について伺います。

2点目に、佐竹小学校大規模改修工事の工事内容について伺います。

3点目に、着工までのスケジュールについて伺います。

以上、2件の議案に対してのご答弁をお願いします。

○成井小太郎議長 答弁を求めます。農政部長。

○根本勝則農政部長 議案第54号常陸太田市森林環境譲与税基金の設置管理及び処分に関する条例の制定について、6点のご質問にお答えいたします。

まず初めに、1点目の森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の制定についての考え方についてのご質問でございますが、森林には土砂災害等防止する国土保全機能や湧水、洪水を緩和しながら良質な水を育む水源涵養機能、生態系を守る生物多様性の保全機能のほか、近年では二酸化炭素を吸収、貯蔵するなど地球温暖化防止機能という大きな役割を担っております。このため、市といたしましても、今般譲与されることとなります森林環境譲与税を有効に活用し、市民へのご理解をいただきながら森林の持つ公益的機能の維持、増進に向けて積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、2点目の今回提案される基金の設置について、なぜ今なのかというご質問でございますが、提案理由にございますように、この基金条例は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が本年4月1日から施行されたことに伴い、森林の整備促進に関する施策に必要な財源を確保するために設置するものでございますが、本市においては市全体面積3万7,199ヘクタールのうち森林率は66.6%、面積は2万4,759ヘクタールで、そのうち私有林、私有林が1万5,509ヘクタール、所有者が約9,600人となっております。

本市におきましては、これまで私有林の森林整備が進まなかった状況もございますことから、森林経営管理制度等の着実な推進を図るため、今年度新たに農政課内に林政係を設置し、県から係長を派遣いただくとともに市から県へ職員を1名派遣いたしまして、今後の体制を整え、早期に事前の意向調査などに着手し課題等を把握、整理しながらより効果的に事業を進める必要があ

りますことから、補正予算とこの基金の設置条例を6月議会に上程いたしましたところでございます。

次に、3点目の一般会計の中で計画的な財源確保によって進めていくべきではないかのご質問でございますが、これまで行われてまいりました森林整備に係る施策では、所有者が自発的に行う施業への支援が主なものでございましたが、森林環境譲与税はこれまでの既存の施策では必要な森林整備が困難なことを背景に創設されたものでございまして、既存の施策とは異なるものという位置づけとなっております。このため、森林の持つ公益的機能をより一層発揮するために、森林環境譲与税を財源とした取り組みと従来の予算を活用した取り組みの双方を推進することにより森林整備を進めることが必要であると考えております。

次に、4点目の協議会の構成メンバーと協議会の実施回数、報償費の対象者についてのご質問でございますが、協議会の構成メンバーにつきましては、有識者や県森林組合連合会、常陸太田市森林組合、県木材協同組合連合会、林業事業体、森林所有者の代表等を予定しており、会議の実施回数は、本年度については4回程度予定してございます。

また、報償費の対象者につきましては、県などの関係機関を除く有識者や林業事業体、所有者代表等8名程度を予定しております。

次に、5点目の今年度のアンケート調査の実施項目と所有者数についてのご質問でございますが、初めに今年度のアンケート調査の実施項目につきましては、大きく3点ございまして、1つ目は現在の森林の管理、手入れ等の状況について、2つ目は今後の森林の管理の方法について引き続き自ら行うのか、自ら委託先を探して行うのか、あるいは市に委託して行うのかについて、3つ目は森林の将来的なあり方としてどのような森林として管理をしていきたいかなどについて調査を行ってまいります。

次に、調査対象の森林所有者数でございますが、本年度の調査地区は里美里川地区としておりまして、延べ約100名となっております。

次に6点目の、意向調査によって市が当該私有林の経営管理権を設定できるのはどういふ場合なのかというご質問でございますが、経営権を設定できますのは、森林所有者がアンケート調査によりまして市町村に経営管理権の設定を希望した場合、または所有者自らが経営管理権の設定を市に申し出た場合で、いずれの場合におきましても経営管理権を市に集積することが必要かつ適当と認める場合に設定できることとなっております。

○成井小太郎議長 教育部長。

○生天目忍教育部長 令和元年度常陸太田市一般会計補正予算（第2号）についてのうち、佐竹小学校大規模改修工事の3点のご質問にお答えいたします。

初めに、採択された時期についてでございますが、佐竹小学校の大規模改修工事につきましては、平成29年度から国に事業手続を行っておりましたが、本年6月16日付で県を通じて国から内定があった旨の通知がございました。交付決定につきましては、今月中旬の予定とのことでございます。

続きまして、工事内容についてでございますが、屋上防水工事、外壁改修工事、壁や床等の内装改修工事、家具改修工事及び照明器具等の電気設備工事などがございます。

続きまして、着工までのスケジュールについてでございますが、8月を目途に入札ができるよう準備を進め工事に着手してまいりたいと考えております。

○成井小太郎議長 宇野議員。

○18番（宇野隆子議員） 2回目の質疑を行います。

国の森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が制定されたということで、それを受けての基金設定等になるかと思えますけれども、先ほど前段で私の意見を述べさせていただきましたけれども、確かに今のご説明にあるように、所有者が不明の森林等も含めて、やはり荒地地において本来の森林の機能である保全機能等々がきちんと発揮されていないというようなことで、当然森林の整備そのものは私も大事なことだと思えますけれども、今6点質疑させていただきましたが……

○成井小太郎議長 宇野議員、質疑ですので端的にお願いいたします。

○18番（宇野隆子議員） はい。6点質疑させていただきましたけれども、今度の基金による使途、これははっきりしてありますけれども、この基金の財布とそれからこれまでやってきた林業振興費、国の交付税、それから一般会計からの財源で行ってきた財布ですね、今度2つの財布をつくるというようなことで非常に複雑化するということもあると思うんですけれども、先ほどもご説明いただいたように、現行とそれから今度の基金の設置の中でそれぞれ整備を行っていくところに共通する事業もあるわけですね。そういったところで非常に難しいとは思いますが、これらについてはどのようなお考えのもと進めるのか伺いたいと思います。

次に、議案第59号の一般会計補正予算についてですけれども、3点についてはわかりました。今回の報告7号で、30年度の繰越明許費の中に3月補正で小学校の大規模改修工事業として1億3,807万2,000円繰越明許されておまして、中身が佐竹小学校と久米小学校のトイレの大規模改修ということになっておりますけれども、これらの入札は今月中旬あたりと伺っておりますが、そうしますと工事そのものがトイレの大規模改修とそれから校舎の改修ですね、同時に工事が行われていくということになると思えますけれども、今回のこの校舎については先ほどありました8月入札ということでもありますので、大体夏休みにトイレそのものは主に工事が完了されるのかなと思えますが、この辺の兼ね合いをちょっと伺いたいと思います。もう1点は、この佐竹小学校大改修工事のほかに大改修を予定しているところがあるのかどうかです。この2点について伺います。

○成井小太郎議長 答弁を求めます。農政部長。

○根本勝則農政部長 ただいまのご質問にお答えいたします。

これまでの森林・林業関係の事業、一般会計に計上していました事業につきましては、これまで森林所有者が積極的に施業・整備を行うということで森林組合等に委託して実施していただいておりますが、今回の基金、森林環境譲与税を活用しました基金を財源とした事業につきましては、それまで積極的に行っていない方もいらっしゃるようで、そういう方が全体で約9,600人ほどいらっしゃいますので、その中から今後市として整備、そのままでは森林の持つ公益的な機能を発揮することができないものですから、そのままではできないので、今後その辺の状

況を把握して現況を把握した上で、意向調査で把握した上で必要な森林の整備を図っていくという意味では、これまでの従来の一般会計に計上していた積極的な森林整備とは違った意味合いを持っていますので、目的は同じですけれども全くその意味合いが違うということで、別に計上して基金を設置するという事で考えております。

○成井小太郎議長 教育部長。

○生天目忍教育部長 ただいまのご質問の答弁をする前に、先ほど答弁申し上げました採択された時期について本年6月16日と申し上げましたが、本年4月16日でございますので訂正をさせていただきます。申しわけございませんでした。

ただいまの2回目のご質問でございますけれども、佐竹小学校のトイレの改修工事、それから今回の校舎の大規模改修工事の工事時期等の兼ね合いについてのご質問にお答えをいたします。

議員ご発言のとおり、トイレにつきましては学校が休みの夏休み中に大半のメインの工事を進めてまいる予定でございます。

今回の校舎の大規模改修工事につきましては、時期的にも夏休み以降ということになります。あわせて校舎の大規模改修でございますので、子どもたちに影響のない範囲で工夫を凝らして工事を進めてまいる予定でございます。

続きまして、今後の大規模改修工事計画についてのご質問にお答えをいたします。国へ事業手続を進めてまいりました大規模改修工事は、今回の佐竹小学校が最後となります。今後の計画につきましては、令和2年度までに国から策定を求められております公立学校施設長寿命化計画を次年度に策定する方向で検討しておりますが、その中で必要に応じて中期的な改修工事を進めてまいりたいと考えております。

○成井小太郎議長 宇野議員。

○18番（宇野隆子議員） 議案第54号については、いろいろ納得する部分もありますけれども、今回の国の森林環境税及び森林環境譲与税については、森林の整備を新たに国民一人ひとり誰にも1,000円を課税すると。そういう中で森林環境譲与税としてその予算を市町村に配分しながら行っていくということについては、私は問題があるのではないかと思いますけれども、これで質疑を終わります。

○成井小太郎議長 以上で質疑を終結いたします。

○成井小太郎議長 ただいま議題となっております議案第54号から議案第60号まで、以上7件については、お手元に配付いたしてあります議案等委員会付託表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

○成井小太郎議長 以上で本日の議事は議了いたしました。

次回は、6月14日定刻より本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

午前10時37分散会